

今治市継獅子普及活動促進事業交付金交付要綱

平成18年3月28日制定

今治市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、今治市の歴史的芸術的価値の高い郷土芸能である「継獅子」を、本市の主要な観光素材として位置付けて全国的にPRしていくための活動に対し、予算の範囲内において、今治市継獅子普及活動促進事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象となる者は、継獅子の普及活動を行うもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第32条に規定する県指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体

(2) 特に市長が認めた者又は団体

(交付金の目的)

第3条 交付金は、継獅子の演技をもって今治市をPRするために各行事に参加すること又は継獅子

を普及するための活動に充てることを目的として交付する。

(交付金の上限)

第4条 交付金は、1交付対象者当たり90,000円を上限として交付する。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとするものは、継獅子普及活動促進事業交付金交付申請書（別記様式第1号）を市長が定める期間内に、市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、継獅子普及活動促進事業交付金交付決定通知書（別記様式第2号）を交付する。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(活動内容の変更等)

第7条 交付金の交付決定を受けたもの（以下「交付金交付団体等」という。）は、活動内容の変更等をする場合、継獅子普及活動促進事業交付金変更承認申請書（別記様式第3号）を速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定により市長が承認したときは、継獅子普及活動促進事業交付金変更承認通知書（別記様式第4号）により通知する。

(実績報告書の提出)

第8条 交付金交付団体等は、活動終了後速やかに継獅子普及活動促進事業交付金事業実績報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(交付金の請求)

第9条 交付金交付団体等は、第6条の規定により交付決定を受けた後、継獅子普及活動促進事業交付金請求書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

(交付金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、交付金を交付するものとする。

(交付金交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付金交付団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、継獅子普及活動促進事業交付金交付決定取消し(変更)通知書(別記様式第7号)により交付金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条に規定する目的に係る活動の見込みがないと認められるとき。

(2) 虚偽の申請書又は交付金事業活動報告書の提出があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、不正な行為があったとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、継獅子普及活動促進事業交付金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月3日要綱)

この要綱は、平成21年2月3日から施行する。

附 則(平成26年4月30日今治市要綱)

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。